

平成30年度第7回芦屋市情報公開・個人情報保護審査会を受けての回答

芦屋市教育委員会 学校教育部

(意見1)

提供する情報の範囲が抽象的で広範囲に及ぶものであり、事実上どのような情報も提供できる規定になっている。範囲を絞るべきである。

(回答1)

「オ 複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる。又はその恐れがある事案」については、近隣市で学校間の連携ができるよう、情報共有を行っていることから、削除する方向で考えております。

(意見2)

提供及び収集した情報の保存年限を1年としているが、児童生徒の指導に利用するのには短いのではないかと。また、提供した情報が確実に1年で破棄されるのか疑問である。

(回答2)

あくまで、対象とする事案についての情報提供であり、1年で進学等の変化もあることから、1年を一つの基準としています。また、破棄されるかどうかについては、信頼関係を持つての協定であるので、破棄されるものと考えております。

(意見3)

保護者が警察に提供することを望んでいないにもかかわらず、その子に被害がある恐れがあるからという口実で、その子の情報が警察に提供されてしまい、それがモンスターペアレンツ対策で警察に相談することを目的として行われることが想定される。そういった利用は防がなければならない。

(回答3)

あくまで、児童生徒の健全育成が目的であるため、モンスターペアレンツ対策は別問題と考えます。そのことについては、スクールロイヤーの設置等で検討していく必要があると考えます。

(意見4)

被害者の情報も含めて警察に情報提供されるとなると、生徒が本当のことを言わなくなるおそれがあるのではないかと。

(回答4)

児童生徒のことを考えると、学校で何とか解決できるようにしていくことが基本のスタンスである。その為には、普段から児童生徒との信頼関係を構築していく必要があります。一緒に考えて解決しようとする中でどうしても行き詰った時の最終手段として協定書があると考えています。

(意見5)

学校から情報提供しなくとも、保護者が警察に相談したり、被害届を出すと警察は動いてくるのでは

ないか。関係機関が集まって、どんな問題がよく起きているのか、学校はこういう視点で児童生徒を見たほうがいいのかといった意見交換を連携してやることは効果があると思いますが、こういった情報提供だけの協定というのは違うのではないかと。

(回答5)

児童生徒が保護者に話すこともあるとは思いますが、反対に保護者に言いたくないということもあります。その際、先生に話をすることも選択肢の一つではないかと考えます。その場合は、子どものことを考えて、学校が警察と相談していくことも考えられると思います。

(意見6)

警察は学校の情報を根こそぎほしいと思うが、この協定を締結すると拒めなくなるのではないかと。非行を口実に情報が取られ、それが捜査に利用されることが想定される。

(回答6)

児童生徒の情報の提供については、あくまで学校側が判断することであって、事案と関係ないと判断した場合にはその情報は提供することはないと考えます。(あくまで合意の上での情報提供と考えます。)

(意見7)

こういった社会問題ともなっているものは、本来法律事項だと。それを協定という契約方式であるのかはなかなかのものか。

(回答7)

法律で定めていただけると嬉しいと思いますが、現在そのような動きもない中では、協定という形で進めていきたいと考えています。

この協定につきましては、子どもの健全育成や、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止を図ることが目的であると考えております。